

那珂市プレミアム付商品券発行事業取扱店募集要項

今年10月からの消費税・地方消費税10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起・下支えすることを目的として、プレミアム商品券の販売を行う市町村に対し、その実施に必要な経費を国が全額を補助します。それに伴い、那珂市商工会では那珂市より委託を受けて、那珂市プレミアム付商品券発行事業を実施する運びとなりました。

当商品券は、令和元年9月1日（日）より販売し、購入価格4,000円で5,000円分のお買い物ができる商品券になっており、令和元年6月28日（金）まで取扱店を募集いたします。

取扱店を希望される事業所は、下記内容をご確認いただきまして、「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、那珂市商工会までお申込みください。

プレミアム付商品券の概要

No.	項目	内容
1	名称	ナカマロちゃん商品券（以下「商品券」という）
2	発行委託団体	那珂市商工会（以下「商工会」という）
3	販売期間	令和元年9月1日（日）午前10時販売開始予定～令和2年2月29日（土） ※商品券販売所調整中の為、変更の場合があります。
4	有効期間	令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土） ※期間を過ぎた商品券は無効となります。
5	換金期間	令和元年10月15日（火）～令和2年3月16日（月） ※換金方法については取扱店へ後日周知致します。
6	発行総額	2億5千万円（プレミアム分25%：5千万円分含む）
7	発行券	1冊5,000円 ※全て大型店・その他の商店共通 ※対象者は500円×10枚を4,000円で購入 ※引換券1枚につき5セットまで購入可
8	発行枚数	50,000冊程度
9	取扱店資格	市内で営業している小売店・飲食店・サービス業・建築業等
10	換金機関	原則として市内金融機関（商工会と契約を締結した市内金融機関）
11	商品券販売所	販売所に関しては現在調整中のため、後日お知らせいたします。
12	購入対象者等	①平成31年1月1日時点において那珂市の住民基本台帳に記載されており、平成31年度住民税が非課税者。ただし、課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、生活保護受給者を除く。 ②平成31年1月1日時点の翌日以降に転入した者であって、他市町村から国の指定するプレミアム付商品券事業に係る引換券を発行され、当該市町村の発行する商品券を購入していない者。 ③令和元年6月1日時点において3歳未満の子が属する世帯の世帯主。 ④令和元年6月1日以降、令和元年9月30日までに出生した子の属する世帯の世帯主。

（裏面へつづく）

No.	項目	内容
13	使用制限	<p>①現金との換金</p> <p>②商品券そのものの売買</p> <p>③交付された本人又は代理人若しくは使用人以外の人の商品券使用</p> <p>④不動産（土地、家屋、家賃、地代、駐車料）等の購入等に関わる支払い</p> <p>⑤金融商品等の購入に関わる入金や支払い 例：普通預金、定期預金への入金や、国債、外貨預金、FX、投資信託などへの支払い</p> <p>⑥たばこ購入のための支払い</p> <p>⑦換金性があり広域的に流通するものの支払い 例：商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入</p> <p>⑧国税、地方税及び使用料等の租税公課への支払い</p> <p>⑨「風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業に係るものの支払い</p> <p>⑩その他本事業の趣旨に適さないと思われるものの支払い</p>
14	つり銭について	つり銭は出さない
15	取扱店申込方法	<p>①「取扱店登録申込書（以下「申込書」という）」に必要事項をご記入の上、那珂市商工会へお申し込みください。 ※申込書類は、商工会および那珂市ホームページからダウンロードできるほか、商工会にご用意しております。</p> <p>②受付期間は、令和元年6月28日（金）まで</p> <p>③申込のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店として承認いたします。承認した場合、結果を申込事業者へ郵送いたします。</p> <p>④市内に複数店舗がある場合、個別の店舗ごとに申込をお願いします。</p>
16	取扱店の責務等	<p>①取扱店であることが明確になるよう、発行委託団体で作成したポスター・のぼりを分かりやすい場所に掲示してください。</p> <p>②利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないか確認し、偽造された商品券と判別できる場合、商品券の受け取りを拒否し、その事実を商工会へ速やかに報告してください。</p> <p>③商品券を受け取った時は、他店での再使用防止の為に、裏面の所定欄に取扱店に記入又は押印することとし、既に取扱店の記入・押印がある場合は、受け取りを拒否してください。</p> <p>④取扱店自らの事業上の取引（商品等の仕入れ等）に使用しないでください。</p> <p>⑤利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。</p> <p>⑥取扱店が換金する場合、受取商品券と換金確認書（取扱店で記入）並びに商品券取扱店会員証を換金受取機関に提出又は提示ください。</p>
17	その他	<p>①取扱店に登録された事業所には、商品券取扱店会員証、取扱手引き、ポスター、チラシ、のぼり等を9月末までに配布します。</p> <p>②この「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した場合は請求する場合があります。</p> <p>③取扱店情報は、市・商工会ホームページや商品券販売広告チラシ等で広報いたします。</p>
18	お問合せ	<p>那珂市商工会 那珂市菅谷 4404-7 ☎029-298-0234 Fax029-298-4995 （電話は平日の午前9時から午後5時まで）</p>

※商品券取扱を希望する取扱店の方を対象とする説明会（7月上旬予定）を、後日実施致します。